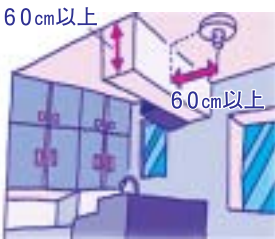


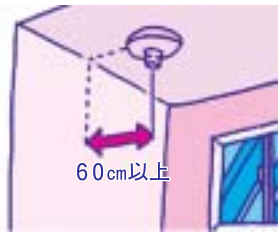
- ①2階以上の階で、寝室のある階の階段の上端等
- ②7m以上の居室が5部屋以上ある階の階段の上端等
- ※②の階の廊下に設置した場合、階段部分は不要。



寝室として使用しない居室には設置義務はありません。

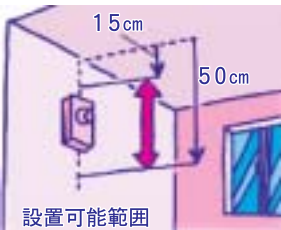


天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離して取り付けましょう。

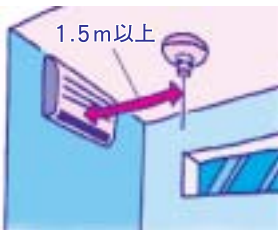


火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けましょう。

【壁に取り付ける場合】



天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がなるように取り付けましょう。



エアコンや換気扇の噴出し口付近では1.5m以上離して取り付けましょう。

今年5月31日までに
皆さんの住宅にも住宅用火災警報器を

建物火災による犠牲者が急増している中、消防法が一部改正されました。これに基づき、五所川原地区消防事務組合の火災予防条例で、皆さんの住宅(戸建・併用・共同住宅等)に住宅用火災(火災)警報器等を設置し、維持していただくことになりました。

☆経過措置

- ・新築住宅は平成18年6月1日から設置が開始されています。
- ・既存住宅は平成20年5月31日までに設置が必要です。
- ☆設置しなければならぬ場所及び適応する火災警報器
- ・寝室
- ・寝室が2階にある場合は階段

☆設置義務はないが設置した方がよい場所

- ・一つの階に7㎡(4畳半)以上の部屋が5以上ある場合の廊下
- ・台所・居間
- ・その他火気使用場所等
- 【注意】購入の際は、日本消防検定協会の鑑定マーク(NS)の有無を確認しましょう。
- ※解らない点がありましたら、中里・小泊消防署までお問い合わせください。

中泊119

平成20年2月号

火事/救急/救助は
119番
五消本部病院照会
34-4999番
中里消防署
57-2370番
小泊消防署
64-2375番

青森モード中国人
研修生が実務研修

1月17日、青森モードの中国人研修生が中里消防署に研修に来ました。



熱心に講話を聴く研修生達

研修生は、庁舎及び消防車両の見学、消火マスターを使用したの消火訓練を体験しました。

冬の屋外での危険と対応

寒さが厳しいこの時期、外へ出るのとても気が重くなります。しかし、通勤、通学、買い物、除雪作業など外に出なければならぬことがたくさんあります。そこで今回は、今の時期特有の外での危険と対応について紹介していきます。

○外出時の危険

防寒対策はバッチリしたつも

りがふとした気持ちの緩みで、雪の上で転倒してしまい体を強打してしまうことがあります。I頭を強打した場合
吐き気やめまい、頭痛などが起きた場合は、すぐに病院へ行くようにしましょう。

II背中や腰を強打した場合

手足や体の知覚がない、麻痺しているような場合は、脊髄損傷の恐れがあるため、無理に動かず助けを呼び、直ちに病院へ行くようにしましょう。

○除雪作業の危険

雪が積もれば除雪は欠かせない作業の一つです。屋根の上や軒下での除雪をする時は、必ずヘルメットを着装し、軽装では行なわないようにしましょう。特に、屋根の上の除雪作業は足元の安全に気をくばりながら、決して無理はしないことが必要です。

※この他にも、冬期間特有の危険な事はまだまだあると思いますので十分気をつけましょう。

